

山梨県公報

第七百八十号

平成十九年

七月三十日

月 曜 日

目 次

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	五五九
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(四件).....	五五九
一般競争入札について.....	五六〇
公聴会の実施.....	五六二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	五六二
開発行為に関する工事の完了について.....	五六二
その他.....	五六二
一般競争入札について.....	五六三

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 介護相談室つえの
 - 2 代表者の氏名 上野義正
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市下今井四百八十七番地七
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、

地域に根ざした居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十一日から同年九月十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 子育てふぁんはうす ふわっと
 - 2 代表者の氏名 渡邊弘美
 - 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田千三百六十一番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、子育て中の親に対して、親が感じる不安感や負担感の軽減を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなど、市民参加の開かれた子育て支援事業を行い、すべての子供と親が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会をつくることに、失われつつある地域コミュニティの再生に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十三日から同年九月十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人富士山自然学校
- 2 代表者の氏名 渡辺長敬

- 3 主たる事務所の所在地 南都留郡鳴沢村二千三百十一番地一
- 4 定款に記載された目的

この法人は、富士山とその自然を愛する世界のの人に対して、富士山麓周辺の自然を利用し、自然界の仕組みを学び体験することで、私達の「未来への責任と可能性」を研究・創造し、環境への負担の少ない持続可能な循環型環境に関する事業を行い、活動を通して富士山の自然保護と環境維持に努め、より良い地域づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十四日から同年九月十三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人えがおつなげて
 - 2 代表者の氏名 曾根原久司
 - 3 主たる事務所の所在地 北杜市
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、地域共生型の市民ネットワーク社会を作るために、それに必要ないろいろな社会的要素、例えば農林水産業、教育、医療福祉、地域産業、環境、文化といったものあり方を、まちづくりや、人づくりの観点から研究提案し、かつそれらが、社会の機能として実際に働くように社会の仕組みを作って運営する事業を行い、もって地域社会および日本社会に暮らす人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十八日から同年九月十七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人地域資料デジタル化研究会
 - 2 代表者の氏名 小林是綱
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県東八代郡石和町東高橋百三十三番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、文献資料ならびにデジタル資料の調査、収集、整理、保存、提供方法等について研究、実践し、もって社会教育、まちづくり、文化、芸術等の振興等の公益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十八日から同年九月十七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 こどもの未来を考える会 めいびい
 - 2 代表者の氏名 坂本英子
 - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡山中湖村山中百六十六番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、しょうがい児（者）に対して、明るく楽しく豊かな安定した暮らしが出来るように支援する事業を行う。また、地域社会及び行政の理解を深め、しょうがい児（者）と地域住民が共生するまちづくりと社会全体の利益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年七月十八日から同年九月十七日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム山梨県用サーバ等機器 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十年一月一日から平成二十四年十二月三十一日まで

4 借入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

4 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。

5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札説明書の交付方法

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部

市町村課行政担当 電話〇五五 二二三 一四二四

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十九年八月十三日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を

除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十九年八月二十二日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部市町村課行政担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十九年九月十一日（火）午後二時 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）四階四〇一会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十九年九月十日（月）午後四時までに山梨県総務部市町村課行政担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると知事が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

- 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Computer system for the Basic Resident Registration Network System 1 set
- 2 Date and time for tender
2:00PM September 11, 2007
- 3 Bureau in charge
Municipalities Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1424

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成十九年八月二十一日（火）午後一時三十分
- 二 開催場所 都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所三階大会議室
- 三 聴こつとする案件 都留都市計画道路の変更について
- 四 意見書の提出先 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十九年八月十四日（火）午後五時三十分

- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課並びに都留市基盤整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市御坂町成田字角田上割二四六の一、二四七七の一、二四七九の一、二四八一及び二四八三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり
道路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町松本千六十番地 有限会社本陣 代表取締役 岡孝

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事は、完了した。
平成十九年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町押越字東道田六五〇の三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富士見二丁目四番三十号山梨放送寮C号室 小林慶太・小林麻衣子

その他

- 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
平成十九年七月三十日 山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹
- 一般競争入札に付する事項
 - 調達物品等の名称及び数量
新病院情報システム用機器等導入 一式
 - 調達物品の仕様等
 - 入札説明書で定める内容等であること。
 - 納入期限
 - 契約の日から平成二十年一月一日まで
 - 納入場所
山梨県立中央病院（山梨県甲府市富士見二丁目一番一号）及び山梨県立中央病院管理局長が指定する場所
 - 一般競争入札の参加資格等
次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - この公告の日から三の六に定める入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者であること。
 - 実質的な営業年数（一定の業務を継続的に営んでいる年数をいう。）が五年以上（営業譲渡を受けた企業については、当該営業譲渡元の企業の実質的な営業年数を通算する。）であること。

三 入札手続等

- 入札説明書及び仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇六 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局経営企画課企画担当 電話〇五五 二五三 七一一（代）内線二〇四〇
- 入札説明書及び仕様書等の交付期間
この公告の日の翌日から平成十九年八月七日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の一の交付場所において交付する。
なお、入札説明書及び仕様書等の交付を希望する者は、事前に三の一へ連絡すること。
- 入札説明会
この入札手続では、開催しない。
- 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十九年八月一日（水）から同年八月十七日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の一の場所に持参すること。
- 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、平成十九年八月三十日（木）までに書面により通知する。
- 入札及び開札の日時及び場所
平成十九年九月十日（月）午後二時 山梨県立中央病院多目的ホール
- 郵送による入札書の受領期限
平成十九年九月七日（金）午後四時
- 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反し、価格又はその他の点に關し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）（第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県立中央病院管理局長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Construction of one (1) electronic Medical records system for Yamanashi

Prefectural Central Hospital

2 Date and time for tender

2:00PM 10 September 2007

3 Bureau in charge

Management and Planning Section, Management Bureau, Yamanashi Prefectural

Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8506 Japan

TEL 055-253-7111 ext. 2040